

## 財産が探せない！？ ～デジタル遺産とは～

令和6年1月作成

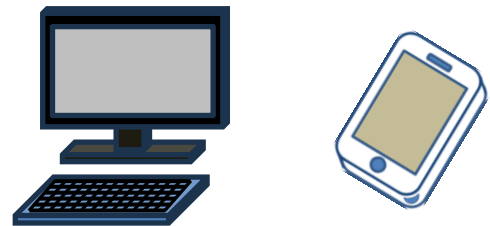


最近ではパソコンやスマホを持っていない家庭のほうが少なくなりました。コロナ禍以降、社会全体でもキャッシュレス決済等が普及してきています。銀行などでも経費削減のため、紙の通帳からデジタル通帳への移行を推奨しています。紙の通帳には発行手数料が必要な金融機関も増えています。

さて、このように日本でも金融取引等のデジタル化が進んでいますが、それに伴って今後問題となってくると考えられるのは遺産相続です。昔は基本的に銀行との取引があれば通帳や証書がありました。そのため相続開始後、家の中を探せば取引がある金融機関を調べるのが出来ました。しかし、今後、デジタル化が進行し、家の中には紙の通帳等がない人が増えてくると思います。そうすると相続が発生した後に相続財産の調査ができないということが想定されます。特にネット銀行やネット証券会社は、初期の頃は葉書や封書で取引内容等を通知してくれているところも多かったですが、最近ではそれらの通知も全てメール等で行われるケースが殆どです。こうなると、パソコンやスマホを開かないと、どの金融機関等と取引していたのか皆目見当がつかないということが生じてきます。

では、具体的にはどのようなものがデジタル遺産に該当するのでしょうか。一例をあげると次のようなものが該当します。

- ・ネット銀行やネット証券の口座
- ・電子マネー
- ・クレジットカードのポイントやマイレージ
- ・暗号資産（仮想通貨、Bitコイン等）



**ネット銀行やネット証券**は基本的にはインターネットを介して取引を行う銀行や証券会社というだけで、相続の手続きに関しては従来の手続きとあまり変わることはないと思います。ただし、口座を有していることをわかるようにする必要があります。

**電子マネー等**については、スマホ等のパスワードが分かればそのまま相続人が使用できるケースもあるでしょうが、スマホの契約を解除してしまった場合等には確認ができなくなるケースも考えられます。また、相続に関する手続きが定められている場合もありますので、個別に確認する必要があります。

**ポイント等**はそもそも本人以外に譲渡ができないと定められているものがほとんどです。これらについては相続と同時に権利が消滅してしましますが、今後は相続等の手続きが定められるものが増えてくるかもしれません。いずれにしても相続により権利が消滅するものを、相続後に相続人が利用すると規約違反を問われることも考えられますので、注意が必要です。

**暗号資産**については国内の業者を介して取引をしている場合には相続に関する手続きが定められていますが、海外の業者を利用している場合にはその限りではないケースもありますので、個別に確認する必要があります。

上記のようなデジタル財産を相続人が発見できるように、遺言書やエンディングノートに記載する、財産一覧を作成しIDやパスワードも記載しておくなどの対策が必要でしょう。